

宿泊税導入に向けた事業者説明会での質問及び回答

【第1回】令和6年4月22日（月）午後 2時00分から ホテル甘露の森 様

【第2回】令和6年4月23日（火）午前10時30分から ニセコ町民センター

【第3回】令和6年4月23日（火）午後 7時00分から ニセコ町民センター

【課税対象について】

質 問	回 答	「よくある質問」資料への反映
デイクースや宿泊後の延長料金は宿泊税の対象外ですか。	デイクースは宿泊とはならないため、課税対象外です。延長時間分も宿泊に該当しない場合は課税されません。	課税対象Q 1 及びQ 4 参照
宿泊税の料金システムを追加するにあたって、いろいろな算出の例を考える必要があります。	様々な料金設定、人数による計算例を資料に追加します。	課税対象Q 6 に計算例を追加
すでに宿泊税導入日以降の事前決済での予約があります。システムの改修が追い付かず、現時点で徴収していません。この場合も宿泊税の課税対象となりますか。また、どのように対応したらよいですか。	導入日以降の宿泊はすべて課税対象となります。徴収については、個別でメールや電話連絡、もしくは宿泊時に個別で精算してもらうなどの対応をお願いします。	課税対象Q11追加 「宿泊税導入日より前に事前予約（決済）を行っていただいた場合でも、宿泊日が令和6年1月1日以降であれば、課税されます。」

【課税免除について】

質 問	回 答	「よくある質問」資料への反映
修学旅行の乗務員は課税免除の対象外ですか。	旅行業者の添乗員やカメラマンと同様の扱いとなり、課税免除の対象外となります。	課税免除Q 1 参照
課税免除のための学校長からの証明書はどのタイミングでどこに提出されますか。	学校等から宿泊施設に提出いただき、宿泊施設で確認、保管いただきます。	課税免除Q 1 に追記「証明書は学校等から宿泊施設に提出していただき、宿泊施設で保存してください。」
部活の合宿で宿泊する生徒は課税免除対象外であるが、大会の遠征などで宿泊する生徒は課税免除対象となりますか。	大会を学校行事と取り扱うことができないため、課税免除対象外となります。	課税免除Q 3 参照

【徴収方法について】

質 問	回 答	「よくある質問」資料への反映
領収書へどれほどの情報を記載する必要がありますか。	宿泊税の名称及び税額を記載してください。	徴収の方法Q 2 参照
宿泊税が発生することについて宿泊者への案内文を作成してください。多言語で、メールに添付できるものがあるとよいと考えます。宿泊者への説明の際に不満の声があった場合、相談口として役場と伝えていいですか。	チラシやポスターなど掲示物は用意します。現場でのクレームは役場に対応するので連絡してください。	徴収の方法Q 4 に追記 「徴収について宿泊される方と問題が生じた場合、役場税務課で対応するので連絡してください。」

【申告納入について】

質 問	回 答	「よくある質問」資料への反映
徴収・申告納入方法について所定の要件を満たす場合、3か月ごとの申告納入ができるとのことですが、半年ごとや年1回などにできませんか。	宿泊税は宿泊者からの預り金ですので適正な管理のため、原則は毎月の申告納入ですが、事務負担軽減のため特例を設けております。期間を引き延ばすことにより、何かあった時の確認など余計に事業者の負担になることも考えられます。	申告納入Q1に追記 「※2年1回や年2回の申告納入期限とした場合、何かあった時の確認など余計に事業者の負担になることも考えられるため、申告納入期限の特例として年4回としています。」
申告納入方法について、毎月納入（原則）と3か月ごとの申告納入（特例）の2通り考えられるとのことですが、それ以外の選択肢はありますか。例えば、納入額が多い月は毎月納入とし、少なければまとめて納入したいです。	2通りの方法のみとなっています。 特例については実績等を鑑みて事前に申請いただくものであるため、結果的に適用要件の月20万円を下回った場合でも毎月納入していただくことになります。	申告納入Q1参照
申告額の正誤に対するチェックは行われますか。	事業者の負担軽減のため申告書に添付する資料は省略し、信頼関係に基づき申告を信用したいと考えています。施設規模に対して申告額が著しく低い場合などは、帳簿の確認などを依頼することは考えています。	申告納入Q3参照
1泊の宿泊料金の変動する時期があるがその場合、月がまたがっても各月での申告計上となりますか。	原則としては、宿泊日の属する各月で申告となりますが、柔軟に対応できないか検討します。	課税免除Q5追加「宿泊日ごとの税額が正しく計算されていれば、チェックアウト日が属する月に一括して計上していただいても構いません。」
取扱可能金融機関以外での納入は振込手数料が発生しますか。	取扱可能金融機関以外での取り扱い、手数料については各金融機関でご確認ください。	申告納入Q6参照
電子で申告できても、納入のため金融機関へ行かなければならないと手間となります。電子納入や口座振替等はできませんか。	宿泊税については口座振替は対応できません。現在対応可能な納入方法は納入書により金融機関窓口で納入いただくか、インターネットバンキングを利用して指定口座にお振込みいただく方法となります。地方税共同機構のエルタックスでニセコ町宿泊税が取り扱い可能となれば、電子申告から納入まで一連の流れで処理することができます。エルタックスについては改修要望をしておりますが、11月時点では取り扱いできないので、町独自の電子申告システムを導入することとしました。	申告納入Q6に追記 「地方税共同機構のe L T A Xでニセコ町宿泊税が取り扱い可能となれば、電子申告から納入まで一連の流れで処理することができます。（改修要望中）」

納入先について、倶知安町にある北洋銀行や北海道銀行も対象としていただきたい。	指定金融機関を増やすよりも、電子納税に対応できるよう動いています。国の関係団体が運営するエルタックスでニセコ町宿泊税も対応できるよう改修要望しています。対応可能となれば一連の作業で電子申告、電子納入ができるようになります。	申告納入Q6に追記 「地方税共同機構のe L T A Xでニセコ町宿泊税が取り扱い可能となれば、電子申告から納入まで一連の流れで処理することができます。（改修要望中）」
宿泊施設が宿泊税を徴収しなかった場合、旅館業営業許可の取り消しなどの罰則がありますか。	営業許可の取り消しはないですが、徴収は義務となります。納入いただいた宿泊税が観光振興に還元されていることを実感いただけるよう用途を公表します。	申告納入Q6参照
チェック体制がないと、悪意のある納税者が故意に過少申告する可能性があり、正直者が損をする形になっているのではないのでしょうか。	簡素な形での申告を第一に考えているため、当然そのような懸念が生じると思います。まずは、宿泊税が町の魅力・質を高める目的であることにご理解いただき、誠実な申告をお願いします。	-

【電子申告について】

質 問	回 答	「よくある質問」資料への反映
複数の施設を所有しているが、電子申告サイトのログインパスは施設ごとに割り振られますか。一つのログインパスの方が操作の回数が減り、ありがたいと考えます。	複数施設を合算した一つの申告で問題ありません。施設ごとの内訳がわかる資料を添付していただきます。	電子申告システム導入決定後、「電子申告の手引き」作成予定
電子申告サイトのログイン方法はどのようなものになりますか。	電子申告システム導入が決定したわけではないが、検討しているシステムはログインIDとパスワード方式、GoogleやLINEのアカウントでログインできると確認しています。	電子申告システム導入決定後、「電子申告の手引き」作成予定
電子申告システムを利用することで、システム利用料や決済手数料などが発生し、納入した宿泊税から相殺されてしまうことになりませんか。	導入を検討している電子申告システムでは決済機能はなく、申告のみとなります。システム利用料は定額で、利用件数により金額が増えることはありません。	-
電子申告システムの導入が決定した場合、宿泊税だけでなく入湯税も一括で入力できるようにできませんか。	入湯税はすでにエルタックスで電子申告が可能です。	-

【その他】

質 問	回 答	「よくある質問」資料への反映
該当する事業者数と町の収入見込みを教えてください。	現在整理している名簿では、事業者数は約150、施設は約300です。税収は平年度で約1億6千万円と試算しています。	-

<p>納税証明書はもらえますか。</p>	<p>宿泊者が課税対象のため事業者への納税証明書の発行はできません。ただし宿泊者から求めがあれば発行できる場合もあります。</p>	<p>—</p>
<p>特別徴収義務者に対する宿泊税報償金として、宿泊税額の5%が交付されるとのことですが、5%が戻ってくるのであれば、初めから95%納入にした方が良いのではないのでしょうか。</p>	<p>税務上の観点からみると、義務者側の事務負担が増え、煩雑化してしまうことから、95%納入を行うことは難しいです。また、報償金については収入として計上されます。</p>	<p>—</p>
<p>インフラ整備しっかりしていただきたい。冬だけでなく、夏の交通インフラ整備にも力を入れていただきたい。</p>	<p>2024年度の使途として、インフラ整備を重点的に考えています。2025年度以降は使途決定プロセスでお示ししたとおり、皆様と決定していきたいと考えています。</p>	<p>—</p>
<p>「宿泊税がニセコ町でも始まります」という広告をしたほうがいい、初年度は特に宿泊税の目的がわからない利用者が多いと思うので、利用者が一目見てわかるようなものを作成してください。</p>	<p>ニセコ町ホームページで宿泊税のページがあります。そのページに飛べるような二次元コードやURLをポスターやチラシなどに記載して配布する予定です。</p>	<p>—</p>
<p>宿泊税の導入に先立ち、どのような告知方法を考えていますか。</p>	<p>ポスター・チラシの作成やHPでの告知を考えています。電車の中吊り広告などの経費がかかるものは難しいですが、二次元コードを使用した告知方法も検討中です。</p>	<p>—</p>
<p>言語的理解度等により回収が見込めない外国人経営者に対する説明・徴収はどうなっていますか。</p>	<p>宿泊税資料については順次英語版の作成も行っており、多言語対応は念頭に置いて進めています。怪しい事業者がいた場合には極力排除に努めますので、情報提供等へのご協力をお願いします。</p>	<p>—</p>
<p>入湯税も宿泊税と同じく目的税であります、使途がわかりません。</p>	<p>決算の情報はHPで公表していますが、入湯税の具体的な使途について発信方法を検討していきます。</p>	<p>—</p>